

## 道の交通事故相談所をご利用ください

交通事故にあったが、どうしたらよいかのわからない。 示談をどのように行ったらよいか？ 損害賠償の額が適正かどうかを知りたい。 残された遺児への生活（教育）資金の手当ては？ など

北海道では、交通事故相談所を設置し、専門の相談員や弁護士が相談に応じています（事前予約制）。相談は無料です。  
巡回相談は、都合によりテレビ電話を活用して実施する場合があります。

弁護士相談・巡回相談日程及び時間  
下記の日程で行います。必ず「予約先」まで事前に予約を行ってください。  
予約先 オホーツク総合振興局保健環境部  
環境生活課 ☎0152-41-0783（直通）

実施場所／時間帯	弁護士相談	巡回相談	
網走会場（網走市北7条西3丁目） オホーツク総合振興局 交通事故相談所	5月17日（木）	4月26日（木）	10月4日（木）・18日（木）
	7月12日（木）	5月17日（木）	11月15日（木）
	9月13日（木）	6月14日（木）・28日（木）	12月13日（木）
	11月15日（木）	7月12日（木）	1月17日（木）
弁護士相談 13:00～14:00	1月17日（木）	8月2日（木）・16日（木）	2月14日（木）
巡回相談 13:00～16:00	3月14日（木）	9月13日（木）	3月14日（木）
北見会場（北見市青葉町5-16） 北見交通安全研修センター ※予約はオホーツク総合振興局	5月16日（水）	4月25日（水）	10月3日（水）・17日（水）
	7月11日（水）	5月16日（水）	11月14日（水）
	9月12日（水）	6月13日（水）・27日（水）	12月12日（水）
	11月14日（水）	7月11日（水）	1月16日（水）
弁護士相談 13:00～15:00	1月16日（水）	8月1日（水）・15日（水）	2月13日（水）
巡回相談 13:00～16:00	3月13日（水）	9月12日（水）	3月13日（水）

問い合わせ先 住民企画課 住民企画グループ ☎76-2151（内線216）

## 木質ペレットストーブ購入費補助のご案内

地球温暖化防止や津別町の森林資源の地産地消を目指し、木質ペレットストーブを購入する方に対して、購入費の一部を補助します。

### 補助の対象者

津別町内に住所を有し、町内の住宅や事業所、自治会などの活動拠点施設に木質ペレットストーブを設置する方  
町税を滞納していない方  
平成25年3月31日までに購入し、設置できる方  
ペレットストーブの使用状況等について、町が行うモニター調査に協力できる方

### 補助の申請書類

補助金等交付申請書  
経費の内訳が明記されている見積書の写し  
ペレットストーブ設置位置図及び平面図  
町長が発行する納税証明書  
ペレットストーブの仕様等が確認できるカタログ

### 補助金の額等

ペレットストーブ（中古品を除く）本体（設置費等を除く）の税抜き価格の3分の2（改正前2分の1）以内（千円未満は切り捨て）で、1台25万円（改正前20万円）を限度とします。  
平成24年度は、4台の補助を予定しています（町の予算枠を満了し次第、締め切りとなります）  
平成24年度より、補助金の額等が改正されました。

### その他

設置完了後、補助事業等実績報告書を提出していただきます。  
町による現地確認調査を実施します。  
補助金の交付は、現地調査後となります。  
その他、津別町木質ペレットストーブ導入支援事業補助金交付要綱によります。

補助を希望される方は、ペレットストーブ購入前に補助の申請手続きを行ってください。

問い合わせ・申請先 産業振興課 林政担当 ☎76-2151（内線259）

老人無料入浴券を交付します

自宅にお風呂がない方（自宅のお風呂が故障などで使えない方）に、津別町公衆浴場の無料入浴券を交付します。  
交付対象者  
・平成24年4月1日現在満70歳以上の町民の方  
・自家用風呂がないこと  
・町民税非課税世帯の方  
申請に必要なもの  
印鑑

代理受領の場合は、対象者と代理者の印鑑（無料入浴券は申請しなければ交付されません）  
申請先・問い合わせ先  
保健福祉課 福祉担当  
☎76-2151（内線233）

6月1日は人権擁護委員の日 特設相談所を開設

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、地域住民の相談に応じています。  
相談は無料で、内容は離婚相談など家庭内の問題や、借地借家の問題、隣近所の問題など幅広く、秘密は守ります。

れます。6月1日は「人権擁護委員の日」にちなんで、特設相談所を開設しますので、ご利用ください。  
日時 6月1日（金）  
午後1時から4時まで  
会場 林業研修会館図書室  
津別町の人権擁護委員  
修田 建恵  
鷹鷲 とし子  
問い合わせ先 住民企画課  
住民企画グループ  
☎76-2151（内線216）

普通救命講習Ⅲ及び救命入門コースの受付

津別消防署からのお知らせです。  
平成24年度から新たに普通救命講習Ⅲと救命入門コースを実施します。  
普通救命講習Ⅲは、主に「小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法とAEDの使用法、異物除去法」を3時間受講いただき、修了者に修了証を交付します。  
救命入門コースは、普通救命講習等の受講経験が無く、講習時間が取れない方の入門コースです。講習内容は「胸骨圧迫とAEDの使用法」

### 人権擁護委員さんご紹介

本年4月1日付けをもって、次の方が人権擁護委員に嘱託されました。

<人権擁護委員>  
鷹鷲 とし子 さん

で受講時間は90分です。参加者には参加証を交付します。消防署で随時受け付けておりますので、いざという時のためにぜひ受講をお願いいたします。  
問い合わせ先 津別消防署グループ 救急担当  
☎76-2189

## 火山防災メモ

～網走地方気象台より～

### 噴火警報・予報

気象庁では、噴火による災害について、予想される範囲を付して噴火警報を発表します。噴火警報で発表する噴火警戒レベルは、噴火時等にとるべき防災対応を踏まえて、火山活動の状況を5段階に区分したものです。

雌阿寒岳の各レベルでの対応  
レベル1：状況に応じて火口内及び近傍への立ち入り規制等。  
レベル2：住民は通常の生活（今後の火山活動の推移に注意）火口周辺への立入規制等。  
レベル3：住民は通常の生活（今後の火山活動の推移に注意）状況に応じて災害時要援護者などの避難準備等。登山禁止や入山規制など危険な地域への立入規制等。  
レベル4：警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者などの避難等が必要。  
レベル5：危険な居住地域からの避難等が必要。  
津別町に上記の居住地域は含まれていません。

<気象庁火山関連ホームページ>  
<http://www.jma.go.jp/jma/menu/volcanomenu.html>  
問い合わせ先  
網走地方気象台防災業務課  
☎0152-43-4349

### 文字が消えてしまった！

Q 便利なので、「文字が消せる」というボールペンで書いた手帳をカバン外側のポケットに入れて炎天下を歩いたら、スケジュールを書いた文字が消えてしまった。専用の消しゴムでなくても消えるのか。

### 消費生活相談

A 書いた文字などをペン軸に付いているラバーでこするとインクが消える（透明になる）というボールペンがあります。これは、インクの色素がラバーとの摩擦熱で消えるよう作られているので夏の自動車内など高温になる所や直射日光下では、こすらなくても

インクが消える事があります。文字が消えてしまった場合、凍庫に入れるなどして冷やすと色させる事が出来ます。ただし、消して重ね書きしたものはすべてが復色してしまいます。

これら「消せる」タイプのボールペンは、公文書、証書類、保存用文書、あて名書き等には使用できませんので、用途には注意しましょう。  
消費生活のご相談  
美幌消費生活協会の  
☎・FAX 72-0366  
月～金曜日（祝祭日を除く）  
午前10時～午後4時

産業振興課  
商工観光担当  
☎76-2151  
（内線258）